**４．土砂を発生させる方（発注者、請負者）ヘ**

**①土砂を発生させる者の責務等**（条例第5条、第15条関係）

○建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。

○土砂を発生させる方は、本条例の許可を受けた残土処分場等に土砂を搬入する場合、事前に残土処分事業者等に対して、土砂発生元証明書を発行してください。また、「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類を提示するなどの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には一定の時間を要しますので、工事に着手する前に相当の余裕をもって作成するようにしてください。

**５．土地所有者の方へ**

**①土地所有者の責務等**（条例第6条、第26～27条関係）

○所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

○本条例第8条各項の同意を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月1回以上確認し、計画と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに埋立て等の中止などを求め、知事に報告する必要があります。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）

**６．命令・公表・罰則など**

**①命令・搬入禁止区域指定・公表など**（条例第23条～24条、第28条～33条関係）

○知事はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して、立入検査することがあります。

○知事は災害を防止するため緊急の必要がある場合や許可条件違反があった場合などに、本条例の許可を受けた者等に対して、埋立て等の停止や必要な措置を命じたり、許可を取り消すことがあります。

○知事は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を、土砂搬入禁止区域に指定することがあります。

○知事は命令をした場合に、その命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表することがあります。

**②罰則**（条例第37条～42条関係）

○無許可、命令違反など：２年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○排水の基準適合のための措置命令違反など：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○土地所有者に対する命令違反：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金　など

【お問い合わせ先】

　■北部エリア（豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町）

大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課　茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内） 電話：(072)627-1121㈹

　■中部エリア（大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市）

大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課　八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内） 電話：(072)994-1515㈹

　■南河内エリア（富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村）

大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課　富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内） 電話：(0721)25-1131㈹

　■泉州エリア（堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･忠岡町･熊取町･田尻町･岬町）

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課　岸和田市野田町３-13-２（泉南府民センタービル内） 電話：(072)439-3601㈹

　■全般

大阪府 みどり推進室 森づくり課 保全指導グループ　大阪市住之江区南港北１-14-16（咲洲庁舎22階） 電話：(06)6941-0351㈹

　■ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosyajourei/index.html（みどり推進室森づくり課HP）

＜第五版　令和元年9月2日改訂＞



**大阪府**

**土砂埋立て等を行う方**

**土砂を発生させる方（工事発注者、請負者）　のみなさまへ**

**土地の所有者**

**土砂埋立て等には許可が必要です！**

**～大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例～**

　**【主な規制項目】**

■**3,000㎡以上**の土砂埋立て等（埋立て・盛土・堆積（一時堆積を含む））には**許可が必要**です。

■当該許可を得るためには、事前の**周辺地域の住民への説明会の開催**が必要です。

■**災害の防止と生活環境の保全のための措置**が必要です。

■搬入する**土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認**や**排水の水質検査**を行う必要があります。

■**土地所有者の方は**埋立て等の施工状況を**定期的に確認**する必要があります。

■条例の規定に**違反した場合**、**罰則**（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）**が適用**されることがあります。

＜はじめに＞

大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成26年12月に制定し、平成27年7月1日から施行しています。

関係者におかれましては、本条例の趣旨・内容をご理解いただき、土砂埋立て等の適正化に努めていただきますようご協力お願いします。

令和元年９月

大阪府